

2019年10月18日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 534

改正私学法等への対応——

大学ガバナンスの深化と諸規則の点検・改訂

～ 新・寄附行為と内部統制／理事・監事・評議員の責務／人事・労務／情報公開 ～

◇11月14日（木）開催◇

【企画協力：学校法人 城西大学】

ご参画・ご派遣のお願い

私立大学・学校法人のガバナンス強化に向けて、改正私学法・同施行通知及び関連政省令・同施行通知が発出され、京都・東京での文科省説明会が開催されるとともに、HP上での「Q&A」も逐次増補されております。また、各大学団体からも「ガバナンス・コード」が作成・公表されました。

改正私学法の施行日は2020年4月1日ですので、5カ月余あります。しかし、認可事案である「寄附行為変更認可申請」の受付の最終日が1月24日（金）であるため、実質的には3カ月余の期間しかなく、各学校法人の経営陣及び担当各位におかれては、対応に奮励・精励のことと拝します。

今次の政策要請の内容は、経営・教学にわたり広範囲であるとともに、かなり詳細な事項も多く、経営戦略レベルでの合意とともに、諸規則・規程等の点検・改訂を要し、実務レベルでも、シビアな作業工程管理が求められていることかと存じます。

さて、本セミナーでは、基調講義として、西井 泰彦氏（私大協附置私学高等教育研究所）から、私大経営の環境変化の状況を踏まえ、「改正私学法及び政省令の改正通知」における政策シナリオについて、“自立・自律の私学経営”のスタンスから、論点整理を行なうとともに、留意点及び助言を賜わります。

第2講の三浦 春政氏（城西大学）からは、今次のガバナンス強化の政策トリガーともなった「大学ガバナンスをめぐる訴訟事案と判例」について、レビューをいただきます。「理事会の成立と決議の有効性」「理事会と教授会」「理事長等の責任」等の判例から、地位保全・確認、名誉棄損、損害賠償等の法人法務について論展いただきます。理事会運営規則等の諸規則の点検・改訂にあたっての基本情報といえましょう。

第3講の川原 俊明氏（追手門学院／追手門学院大学）からは、2011年理事長就任以来における総合学園・中規模大学のガバナンス改革の先進的取組の報告とともに、今次の改正私学法への対応、学内諸規程の点検・改訂状況、そして「改革の今後」について論展いただきます。2013～14年段階で、「理事会・評議員会の定数削減と理事会権限の強化」「教授会の諮問機関化」「学長選挙の廃止」等を実現していた追手門学院のさらなる改革の行方は……。

第4講は、周東 正紀氏（実践女子学園）からは、小規模学園におけるガバナンスの整備・強化の先進的取組を報告いただくとともに、今後のガバナンスの方向性について、講義いただきます。役員を選考プロセス及び評議員会改革の状況、理事会・経営情報の学内への公開と共有は既に実現。今後は、ガバナンスコードへの対応、学外からの意見聴取、学内コミュニケーションの一層の強化など、改正私学法・働き方関連法に係る規則改訂の方向性について、論展賜わります。

パンフレット版は、右記よりご覧いただけます。<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/191114.pdf>